

【風水害】

		部局（平常及び災害時）	三役	議事事務局／監査委員事務局	総合政策部			
		災害対策本部	本部	議会班	総括班	渉外広報班	情報収集班	市民支援班・調査応急対策班
		平常組織（課単位）	—	議事事務局／監査委員事務局	危機管理課	秘書課／広報課	政策推進課／情報政策課	地域コミュニティ推進課／各地域市民センター
		参集先	—	水口庁舎	水口庁舎	水口庁舎	水口庁舎	水口庁舎／各地域市民センター
時間	体制	配備基準	配備内容					
災害発生前	準備体制	次の注意報の2以上が発表され、市長が必要と認めるとき（警報が発令される見込みがある場合等） ①大雨注意報 ②洪水注意報 又は、次の注意報が発表され、市長が必要と認めるとき ③大雪注意報	・災害情報の収集 ・警戒体制配備のための準備			○準備体制設置 ○災害情報（気象情報）の収集 ○連絡体制の準備	○災害情報（気象情報）の収集【秘書課・広報課】 ○連絡体制の準備【秘書課・広報課】	
	警戒体制 第一号体制	次の注意報又は警報の2以上が市内に発表され、市長が必要と認めるとき ①大雨注意報 ②洪水注意報 ③暴風警報 又は、次の警報が発表され、市長が必要と認めるとき ④大雪警報 ⑤暴風雪警報	・災害情報の収集 ・警戒体制配備のための連絡体制の整備			○第一号体制設置 ○全職員に配備体制（風水害）を連絡する（第一号体制以上）	○災害情報（気象情報）の収集【政策推進課・情報政策課】 ○連絡体制の準備【政策推進課・情報政策課】	○災害情報（気象情報）の収集 ○連絡体制の準備 ○道路、河川、下水道、水道等の被害の連絡調整に関する事
	第二号体制	次の警報の1以上が発表され、本市に影響を受ける可能性が高いと市長が認めるとき ①大雨警報 ②洪水警報 ③暴風警報 ④大雪警報 ⑤暴風雪警報	・災害情報の収集（被害状況の把握） ・災害対策本部体制設置のための連絡体制の整備 ・情報発信（報道、市民）の開始			○第二号体制設置 ○県等公共機関への被害状況報告に関する事 ○消防団（水防団）に関する事 ○災害警戒本部設置準備 ○災害警戒本部会議に関する事	○報道機関に対する情報提供、連絡調整に関する事【広報課】 ○市民に対する情報周知に関する事【広報課】 ○市防災行政無線の利用に関する事【広報課】	○災害対策本部体制に向けた連絡体制の準備 ○地域派遣職員に関する事
	災害警戒本部体制			○災害警戒本部設置【副市長】	○県、警察、消防署等の防災関係機関との連絡調整に関する事 ○災害警戒本部の設置に関する事 ○災害対策本部設置準備	○災害にかかるとの広報・公聴に関する事【広報課】 ●ホームページの管理及び編成に関する事【広報課】 ●CATV広報番組に関する事【広報課】	○被害状況の情報収集及び取りまとめに関する事【政策推進課・情報政策課】 ○各部局への情報提供に関する事【政策推進課・情報政策課】	○避難誘導の連絡調整に関する事 ○市民との連絡調整に関する事
3時間	第一配備	1. 小規模な災害が複数発生し、さらに被害が拡大するおそれがある場合 2. その他市長が認めるとき	・災害情報の収集（被害状況の把握） ・災害対策本部体制での応急復旧 ・情報発信（報道、市民） ・関係機関との連絡調整	○災害対策本部設置【市長】	○市議会等の連絡調整に関する事【議事事務局】 ○他班への応援に関する事【議事事務局・監査委員事務局】	○災害対策本部の設置に関する事 ○災害対策本部会議に関する事 ○災害対策の総括に関する事 ○電気、ガス、通信機関の情報に関する事 ○ライフライン情報に関する事	○水口庁舎及び各施設の通信機能の確認と回線の確保 ○所管施設の被害調査・応急手当に関する事【政策推進課・情報政策課】 ●電算システムの機器に関する事【情報政策課】 ○総合政策部内の調整に関する事【政策推進課】	○所管施設の災害復旧に関する事 ○物資調達配給班との調整に関する事
	災害対策本部体制 第二配備	1. 市内に甚大な被害が発生するおそれがあり、又は発生した場合で、市の総力をあげて応急対策活動にあたり得る場合 2. その他市長が認めるとき	・災害情報の収集（被害状況の把握） ・災害対策本部体制での早急な応急復旧 ・情報発信（報道、市民） ・関係機関との連絡調整			○危険物施設の災害に関する事（消防本部）	●電算システムの運用に関する事【情報政策課】	○被災者窓口に関する事 ○防災行政無線の運用【甲南第一地域市民センター】
	特別配備	1. 市内に甚大な被害が発生するおそれがあり、又は発生した場合で、市内組織で対応が不可能な場合 2. その他市長が認めるとき	・災害情報の収集（被害状況の把握） ・災害対策本部体制での早急な応急復旧 ・情報発信（報道、市民） ・関係機関との連絡調整 ・他市町、その他関係機関への応援要請			○自衛隊の応援要請に関する事 ○他の地方公共団体等からの応援受付及び応援要請に関する事	○被災地の各種陳情及び慰問、見舞に関する事【広報課・秘書課】	○会計班との調整に関する事
24時間								
72時間								



完了時間(災害発生前後)  
3時間以内業務  
24時間以内業務  
72時間以内業務  
○：災害対策業務  
●：優先継続業務

【風水害】

		部局（平常及び災害時）		総務部／会計管理組織				
		災害対策本部		文書班	職員班	財政班	被害調査班	会計班
		平常組織（課単位）		総務課	人事課	財政課／公有財産管理課／契約検査課	税務課	会計課
		参集先		水口庁舎	水口庁舎	水口庁舎	水口庁舎	水口庁舎
時間	体制	配備基準	配備内容					
災害発生前	準備体制	次の注意報の2以上が発表され、市長が必要と認めるとき（警報が発令される見込みがある場合等） ①大雨注意報 ②洪水注意報 又は、次の注意報が発表され、市長が必要と認めるとき ③大雪注意報	・災害情報の収集 ・警戒体制配備のための準備					
	警戒体制 第一号体制	次の注意報又は警報の2以上が市内に発表され、市長が必要と認めるとき ①大雨注意報 ②洪水注意報 ③暴風警報 又は、次の警報が発表され、市長が必要と認めるとき ④大雪警報 ⑤暴風雪警報	・災害情報の収集 ・警戒体制配備のための連絡体制の整備	○連絡体制の準備【総務課】	○地域派遣職員等災害に従事する職員の動員に関する【人事課】	○連絡体制の準備【財政課・公有財産管理課・契約検査課】		
	第二号体制	次の警報の1以上が発表され、本市に影響を受ける可能性が高いと市長が認めるとき ①大雨警報 ②洪水警報 ③暴風警報 ④大雪警報 ⑤暴風雪警報	・災害情報の収集（被害状況の把握） ・災害対策本部体制設置のための連絡体制の整備 ・情報発信（報道、市民）の開始		○地域派遣職員等災害に従事する職員の動員に関する【人事課】 ○総務部より10名地域派遣職員を配備【総務部】			
	災害警戒本部体制					○広報用車両及び災害時対応車両の確保及び配車に関する【公有財産管理課】		
3時間	災害対策本部体制	第一配備	1. 小規模な災害が複数発生し、さらに被害が拡大するおそれがある場合 2. その他市長が認めるとき	・災害情報の収集（被害状況の把握） ・災害対策本部体制での応急復旧 ・情報発信（報道、市民） ・関係機関との連絡調整	○総務部内の調整に関する【総務課】 ○災害関係文書、物品の收受配分及び発送に関する【総務課】	○参集していない職員の安否確認に関する【人事課】	○建物被害状況調査に関する【税務課】	○災害時に必要な物品の出納に関する【税務課】 ●市税等の収納に関する【税務課】 ●窓口収納に関する【税務課】
		第二配備	1. 市内に基大な被害が発生するおそれがあり、又は発生した場合で、市の総力をあげて応急対策活動にあたり得る場合 2. その他市長が認めるとき	・災害情報の収集（被害状況の把握） ・災害対策本部体制での早急な応急復旧 ・情報発信（報道、市民） ・関係機関との連絡調整		●職員の身分等に関する【人事課】		○義援金の受け入れ、保管に関する【税務課】 ○災害関係経費の支出に関する【税務課】
		特別配備	1. 市内に基大な被害が発生するおそれがあり、又は発生した場合で、市内組織で対応が不可能な場合 2. その他市長が認めるとき	・災害情報の収集（被害状況の把握） ・災害対策本部体制での早急な応急復旧 ・情報発信（報道、市民） ・関係機関との連絡調整 ・他市町、その他関係機関への応援要請	●文書の收受、審査及び送達に関する【総務課】	○災害派遣職員の身分取扱いに関する【人事課】 ○公務災害補償に関する【人事課】 ○公務災害補償に関する【人事課】 ○公務災害補償に関する【人事課】	○災害関係の予算に関する【財政課】 ○市有財産（行政財産を除く。）の管理に関する【公有財産管理課】	○災害減免及び猶予に関する【税務課】 ○り災証明の発行に関する【税務課】



完了時間(災害発生後)  
3時間以内業務  
24時間以内業務  
72時間以内業務  
○：災害対策業務  
●：優先継続業務

# 【風水害】

時間	部局（平常及び災害時）		市民環境部			健康福祉部		こども政策部		
	災害対策本部		避難所対策班	市民生活班	環境班	福祉支援班	救護班	病院班	こども支援班	
	平常組織（課単位）		市民課①/保険年金課	市民課②/人権推進課	生活環境課	社会福祉課/生活支援課/ 障がい福祉課/すこやか支援課	長寿福祉課/ 健康医療政策課/すこやか支援課	信楽中央病院/ 水口医療介護センター	子育て政策課/発達支援課/ 保育幼稚園課	
	参集先		水口庁舎	水口庁舎	水口庁舎	水口庁舎	水口庁舎		水口庁舎	
体制	配備基準	配備内容								
災害発生前	準備体制	次の注意報の2以上が発表され、市長が必要と認めるとき（警報が発令される見込みがある場合等） ①大雨注意報 ②洪水注意報 又は、次の注意報が発表され、市長が必要と認めるとき ③大雪注意報	・災害情報の収集 ・警戒体制配備のための準備	○連絡体制の準備【市民課・保険年金課】						
	警戒体制	第一号体制	次の注意報又は警報の2以上が市内に発表され、市長が必要と認めるとき ①大雨注意報 ②洪水注意報 ③暴風警報 又は、次の警報が発表され、市長が必要と認めるとき ④大雪警報 ⑤暴風雪警報	・災害情報の収集 ・警戒体制配備のための連絡体制の整備	○避難所対応に関する事【市民課・保険年金課】 ○市内避難所の総括に関する事【保険年金課】	○連絡体制の準備【市民課・人権推進課】	○連絡体制の準備	○連絡体制の準備【社会福祉課・生活支援課・すこやか支援課・障がい福祉課・】	○連絡体制の準備【長寿福祉課・健康医療政策課・すこやか支援課】	○連絡体制の準備【子育て政策課・発達支援課・保育幼稚園課】
		第二号体制	次の警報の1以上が発表され、本市に影響を受ける可能性が高いと市長が認めるとき ①大雨警報 ②洪水警報 ③暴風警報 ④大雪警報 ⑤暴風雪警報	・災害情報の収集（被害状況の把握） ・災害対策本部体制設置のための連絡体制の整備 ・情報発信（報道、市民）の開始				○高齢者、障がい者等への救護に関する事（救護班との調整、協力）【障がい福祉課・すこやか支援課】 ○避難行動要支援者名簿登録者の確認に関する事【障がい福祉課・すこやか支援課】	○連絡体制の準備【信楽中央病院・水口医療介護センター】 ○救急医療に関する事【信楽中央病院・水口医療介護センター】	○避難所対策班との協力・連携に関する事【保育幼稚園課】
	災害警戒本部体制						○救急機関（消防署含む）との連絡調整に関する事【健康医療政策課・すこやか支援課】			
3時間	災害対策本部体制	第一配備	1. 小規模な災害が複数発生し、さらに被害が拡大するおそれがある場合 2. その他市長が認めるとき	・災害情報の収集（被害状況の把握） ・災害対策本部体制での応急復旧 ・情報発信（報道、市民） ・関係機関との連絡調整	○避難所内における物資供給等に関する事【市民課】	○市民環境部内の調整に関する事【市民課】 ○所管施設の災害復旧に関する事【市民課・人権推進課】 ●システムダメージの確認・復旧に関する事【市民課】 ●個人情報流出防止、及び重要帳簿等の確保・待避に関する事【市民課】	○健康福祉部内の調整に関する事【社会福祉課】 ○所管施設の災害復旧に関する事【社会福祉課・生活支援課・すこやか支援課・障がい福祉課・】 ●虐待（高齢者、児童、障害者、配偶者等）に関する事【社会福祉課・すこやか支援課】 ○災害ボランティア（福祉関係）の調整に関する事【社会福祉課】 ○福祉避難所に関する事【社会福祉課】	○医療機関及び保健所との連絡調整に関する事【健康医療政策課・すこやか支援課】 ○所管施設の災害復旧に関する事【長寿福祉課・健康医療政策課・すこやか支援課】 ○医療災害ボランティアに関する事【健康医療政策課・健康推進課すこやか支援課】	○病院施設の被害調査に関する事【信楽中央病院・水口医療介護センター】 ○病院施設の災害復旧に関する事【信楽中央病院・水口医療介護センター】	○所管施設の災害復旧に関する事【子育て政策課・発達支援課・保育幼稚園課】
		第二配備	1. 市内に甚大な被害が発生するおそれがあり、又は発生した場合で、市の総力をあげて応急対策活動にあたり得る場合 2. その他市長が認めるとき	・災害情報の収集（被害状況の把握） ・災害対策本部体制での早急な応急復旧 ・情報発信（報道、市民） ・関係機関との連絡調整	○帰宅困難者の対応に関する事【市民課】 ○被災者等災害相談に関する事【市民課】 ●窓口調整に関する事【保険年金課】	○災害ボランティアの応援受付、対応に関する事【市民課】 ○外国人通訳（相談）に関する事【市民課】 ●戸籍、住民基本台帳、印鑑登録に関する事【市民課】 ●埋葬火葬許可に関する事【市民課】 ●各地域市民センターとの連携・調整に関する事【市民課】	○し尿処理に関する事 ○遺体の安置に関する事	○日赤奉仕団との調整に関する事【社会福祉課】 ○行方不明者等の捜索、収容に関する事【社会福祉課】 ○社会福祉協議会との連絡調整に関する事【社会福祉課】	○医療救護及び救護所の設置運営に関する事【健康医療政策課・すこやか支援課】 ○医療機材、医療品等の需給調整及び救護医療の受領、保管及び配分に関する事【健康医療政策課】	
		特別配備	1. 市内に甚大な被害が発生するおそれがあり、又は発生した場合で、市内組織で対応が不可能な場合 2. その他市長が認めるとき	・災害情報の収集（被害状況の把握） ・災害対策本部体制での早急な応急復旧 ・情報発信（報道、市民） ・関係機関との連絡調整 ・他市町、その他関係機関への応援要請	●福祉医療・後期高齢者医療の受付に関する事【保険年金課】 ●福祉医療受給券、後期高齢者医療被保険者の交付に関する事【保険年金課】 ●被保険者証の交付更新に関する事【保険年金課】 ●国保・国民年金の受付に関する事【保険年金課】 ●高齢受給者証の交付に関する事【保険年金課】	●住基ネットワークシステムに関する事【市民課】	○災害廃棄物の処理に関する事 ○廃棄物処理の協力応援体制に関する事 ○身元不明者の埋葬・火葬に関する事 ●埋葬・火葬に関する手配	○被災者及び支援者への支援に関する事【社会福祉課】 ●高齢者生活支援事業に関する事【すこやか支援課】 ○被災見舞金及び災害弔慰金の支給に関する事【社会福祉課】 ○災害援護資金の貸付に関する事【社会福祉課】	○感染症予防対策に関する事【健康医療政策課・すこやか支援課】	
24時間										
72時間										



完了時間(災害発生後)  
 3時間以内業務  
 24時間以内業務  
 72時間以内業務  
 ○：災害対策業務  
 ●：優先継続業務

【風水害】

時間	部局（平常及び災害時）		産業経済部／農業委員会事務局		建設部		上下水道部		教育委員会事務局			
	災害対策本部		農林対応班	物資調達配給班	道路河川対応班	住宅対応班	上水道班	下水道班	学校教育班	社会施設班	食料支援班	
	平常組織（課単位）		農村整備課／林業振興課／ 獣害対策課／農業委員会	商工労政課／観光企画推進課 ／農業振興課	建設管理課／建設事業課／ 公共交通推進課	都市計画課／住宅建築課	上水道課／上下水道総務課①	下水道課／上下水道総務課②	教育総務課／学校教育課	社会教育課／文化スポーツ振興 課／歴史文化財課	教育総務課 各学校給食センター ※所属長の指示により参集 各学校給食センター	
	参集先		水口庁舎	水口庁舎	水口庁舎	水口庁舎	甲南庁舎	甲南庁舎	甲南庁舎	甲南庁舎	甲南庁舎	
時間	体制	配備基準	配備内容		建設部		上下水道部		教育委員会事務局			
	災害発生前	準備体制	次の注意報の2以上が発表され、市長が必要と認めるとき（警報が発令される見込みがある場合等） ①大雨注意報 ②洪水注意報 又は、次の注意報が発表され、市長が必要と認めるとき ③大雪注意報	・災害情報の収集 ・警戒体制配備のための準備	○連絡体制の準備【農村整備課・林業振興課・獣害対策課・農業委員会】		○災害情報（気象情報）の収集【建設管理課・建設事業課】 ○連絡体制の準備【建設管理課・建設事業課・公共交通推進課】		○災害情報（気象情報）の収集【教育総務課・学校教育課】 ○連絡体制の準備【教育総務課・学校教育課】			
		警戒体制	次の注意報又は警報の2以上が市内に発表され、市長が必要と認めるとき ①大雨注意報 ②洪水注意報 ③暴風警報 又は、次の警報が発表され、市長が必要と認めるとき ④大雪警報 ⑤暴風警報	・災害情報の収集 ・警戒体制配備のための連絡体制の整備	○連絡体制の準備【商工労政課・観光企画推進課・農業振興課】		○連絡体制の準備【都市計画課・住宅建築課】	○連絡体制の準備【上水道課・上下水道総務課】	○連絡体制の準備【上水道課・上下水道総務課】			
		第二号体制	次の警報の1以上が発表され、本市に影響を受ける可能性が高いと市長が認めるとき ①大雨警報 ②洪水警報 ③暴風警報 ④大雪警報 ⑤暴風警報	・災害情報の収集（被害状況の把握） ・災害対策本部体制設置のための連絡体制の整備 ・情報発信（報道、市民）の開始	○農林水産関係被害状況調査に関する事【農村整備課・林業振興課】 ○道路河川対応班及び上下水道部との連携に関する事【農村整備課・林業振興課】		○道路、河川等関係の被害状況調査に関する事【建設管理課・建設事業課】 ○通行不能箇所の調査及び対策に関する事（警察との連携）【建設管理課】 ○建設部より5名地域派遣職員を配備【建設部】	○水道施設の被害調査に関する事【上水道課】		○学校施設の被害調査に関する事【教育総務課】 ○教育関係施設の避難所に関する事【教育総務課】 ○教育委員会内部の調整に関する事【教育総務課】 ○避難所対策班との協力・連携に関する事【教育総務課・学校教育課】	○連絡体制の準備【社会教育課・文化スポーツ振興課・歴史文化財課】 ○所管施設の被害調査に関する事【社会教育課・文化スポーツ振興課・歴史文化財課】 ○避難所対策班との協力・連携に関する事【社会教育課・文化スポーツ振興課・歴史文化財課】	
災害発生	災害警戒本部体制			○所轄避難施設の対応に関する事【農村整備課・林業振興課・獣害対策課・農業委員会】	○避難生活・食料物資の調達、配給に関する事（総括）【商工労政課】	○所管施設の被害調査に関する事【都市計画課・住宅建築課】						
3時間	第一配備	1. 小規模な災害が複数発生し、さらに被害が拡大するおそれがある場合 2. その他市長が認めるとき	・災害情報の収集（被害状況の把握） ・災害対策本部体制での応急復旧 ・情報発信（報道、市民） ・関係機関との連絡調整	○産業経済部内の調整に関する事【商工労政課】 ○所管施設の災害復旧に関する事【建設管理課・観光企画推進課・農業振興課】	○建設部内の調整に関する事【建設事業課】 ○緊急輸送道路確保に関する事【建設管理課】 ○建設業者等への応援依頼等、連絡調整に関する事【建設事業課】 ○緊急建設資材等の調達に関する事【建設事業課】	○所管施設の被害調査に関する事【都市計画課・住宅建築課】	○上下水道部内の調整に関する事【上水道課】 ●上水道施設の維持管理【上水道課】	○下水道施設の被害調査に関する事【下水道課】 ●下水道施設の維持管理【下水道課】	○学校施設の災害復旧に関する事【教育総務課】 ●学校給食センターの管理運営に関する事【教育総務課・学校教育課】	○所管施設の災害復旧に関する事【社会教育課・文化スポーツ振興課・歴史文化財課】 ○関係施設の避難所に関する事【社会教育課・文化スポーツ振興課・歴史文化財課】	○学校給食センターの管理運営に関する事	
		24時間	第二配備	1. 市内に甚大な被害が発生するおそれがあり、又は発生した場合で、市の総力をあけて応急対策活動に当たり得る場合 2. その他市長が認めるとき	・災害情報の収集（被害状況の把握） ・災害対策本部体制での早急な応急復旧 ・情報発信（報道、市民） ・関係機関との連絡調整	○農林水産関係の災害復旧に関する事【農村整備課・林業振興課・農業委員会】 ○林地崩壊に関する事【林業振興課】	○道路、河川等関係の災害復旧に関する事【建設事業課】 ○土石流、地すべり崩壊、急傾斜地対策対応に関する事【建設管理課・建設事業課】 ○信楽高原鉄道施設の機能確保及び公共交通機関の活用に関する事【公共交通推進課】	○所管施設の災害復旧に関する事【都市計画課・住宅建築課】	○飲料水の市民への供給に関する事【上水道課】 ○緊急配水資材等の調達に関する事【上水道課】 ○水道施設の災害復旧に関する事【上水道課】 ○他の地方公共団体等からの応援受付及び応援要請に関する事【上水道課】 ○緊急事業による配給水の広報に関する事【上水道課】	○下水道施設の災害復旧に関する事【下水道課】		○他の給食センターとの連絡調整に関する事 ○物資調達配給班との調整に関する事
				72時間	特別配備	1. 市内に甚大な被害が発生するおそれがあり、又は発生した場合で、市内組織で対応が不可能な場合 2. その他市長が認めるとき	・災害情報の収集（被害状況の把握） ・災害対策本部体制での早急な応急復旧 ・情報発信（報道、市民） ・関係機関との連絡調整 ・他市町、その他関係機関への応援要請	○日赤奉仕団、給食センターとの食料調整に関する事【商工労政課】 ○義援品（医薬品、医療機材、建築資材等の特定品を除く。）受け入れに関する事【商工労政課】		○被害住宅相談及び診断に関する事【住宅建築課】 ○宅地崩壊対策に関する事【都市計画課】	○上水道に係る相談に関する事【上水道課】	○下水道に係る相談に関する事【下水道課】



完了時間(災害発生後)  
3時間以内業務  
24時間以内業務  
72時間以内業務  
○：災害対策業務  
●：優先継続業務